

## 安中市新型コロナウイルス感染症の対策及び人権擁護に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、新型コロナウイルス感染症に関し、市、市民及び事業者の責務等を定めることにより、感染拡大の防止及び感染者等の人権の擁護を図り、もって市民一人一人が人権に配慮して行動し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 感染症 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 事業者 市の区域内において、事業を行う法人又は個人をいう。
- (3) 感染者等 次に掲げる者をいう。

ア 市の区域内に住所を有する者であって、感染症の患者、感染症にり患しているおそれがある者、感染症にり患し治癒した者及び感染症の患者と濃厚接触した者（当該者の家族及びその者が所属する事業者を含む。）

イ 医療従事者等、感染リスクが相対的に高いと考えられる労働環境下での業務に従事している者及びその家族

ウ 海外から帰国した者、訪日外国人、帰省者及びその家族

### (基本理念)

第3条 何人も、感染者等に対して、り患していること、り患しているおそれがあることと又はり患していたことを理由として、不当な差別、偏見、誹謗中傷等の人権を侵害する行為をしてはならない。

### (市の責務)

第4条 市は、市民や事業者に対して、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及啓発を行うとともに、収集した情報の整理及び発信に努め、感染拡大の防止に取り組むものとする。この場合において、市は、感染者等の人権を侵害することがないよう十分配慮しなければならない。

2 市は、感染者等の人権を擁護するため、必要な施策を講じるものとする。

3 市は、感染症対策を実施するに当たっては、国、他の地方公共団体及び関係機関と相互に連携協力するものとし、対策に必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、第3条に掲げる理念を理解し、市等が発信する情報をもとに感染症に関する正しい知識を持ち、感染症の予防に努めるとともに、感染拡大の防止に十分注意を払い、手洗い、マスクの着用等の「新しい生活様式」（新型コロナウイルス感染症専門家会議の提言を踏まえ、厚生労働省が示す新型コロナウイルス感染症を想定した生活様式をいう。）の実践に努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、第3条に掲げる理念を理解し、市等が発信する情報をもとに感染症に関する正しい知識を持ち、感染症のまん延により生ずる影響を考慮し、その事業の実施に関し感染拡大の防止のため、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、その従業者が感染症にり患したこと又はり患のおそれがあることを理由として、当該従業者及びその家族が不当な差別的取扱いを受けることがないように十分配慮するものとする。

(その他)

第7条 この条例で定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。